

令和7年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（秋季）

労働法

- 1 有期労働契約に関する(1)～(5)の設問について論じなさい。根拠となる条文がある場合は、明記すること。
- (1) 労働契約法17条の「やむを得ない事由」とは具体的にどのように解釈されるか。
 - (2) 判例等によれば、労働契約法19条1号又は2号の要件に該当するか否かについては、どのような事情を考慮すべきとされているか。
 - (3) 専門的知識・資格等を有しない30歳の労働者と5年間の有期労働契約（本件契約という）を締結した。本件契約の契約期間はどのように解釈されるか。
 - (4) 私立A高校は、教員としての適性等を見極める目的で、理科の教員Bと1年間の有期労働契約を締結した。A高校は1年間の期間満了をもってBを雇止めにした（本件雇止め①という）。Bが本件雇止め①を争って提訴する場合、どのような主張が考えられ、どのような事情があれば、当該主張は認められうるか。
 - (5) CはD社と1年間の有期労働契約を締結・更新して4年間勤務してきた。D社は、「今回の契約を最後契約とする」という条項（不更新条項という）を盛り込んで、Cと1年間の有期労働契約を締結し、1年後、Cを雇止めにした（本件雇止め②という）。想定し得る論点を提示して、本件雇止め②の有効性について論じなさい。

(50点)

- 2 以下の事例を読んで、(1)～(3)の設問について最高裁判決等を踏まえて論じなさい。根拠となる条文がある場合は、明記すること。

【事例】

格安航空会社Y社にはその従業員で組織する労働組合（U組合という）がある。X1とX2はともにY社の従業員でU組合の組合員であり、X3はY社の従業員で非組合員である。U組合は、組合員のうち客室乗務員のみがストライキを実施することを決議し、2日間実施した結果、航空機の運行が取り止めとなり、航空券の発券や搭乗手続きなどの業務を行う地上職（グランドスタッフ）の業務が消滅した。客室乗務員のX1はストライキに参加して出勤せず、地上職のX2はストライキには参加しなかったが、当日出勤したものの、業務が消滅したため、就労できなかった。地上職のX3も、X2と同様に就労できなかった。Xらの賃金は、基本給と家族手当などで構成され、U組合とY社との労働協約では、ストライキの場合に、家族手当を支給しない旨の定めがある。Y社は、ストライキの日数分の割合でXらの賃金をカットした。

- (1) X1の家族手当の請求権について論じなさい。
- (2) X2の賃金請求権と休業手当（労働基準法26条）請求権について論じなさい。
- (3) X3の賃金請求権と休業手当（労働基準法26条）請求権について論じなさい。

(50点)